

広報 あさひ

2023
August 8
no.701



総人口：11,078人 (+12)
男：5,502 (+5)
女：5,576 (+7)
世帯数：4,328世帯 (+6)
(令和5年6月末現在)

ふれあいパーク
町の花 ひまわり

町長だより

昨年と同様に、「梅雨明け」宣言が出されてから連日猛暑が続いておりますが、皆さま如何お過ごしでしょうか？

さて、今月号では先月の主な出来事と今月の重要予定についてご報告申し上げます。

先月は「七夕」ということで、昨年と同様に役場玄関口と拙宅駐車スペースに「ささ竹」と願い事を記入する「短冊」を準備させていただきました。設置は4日間と短い期間でしたが、学校帰りの小学生の60枚を含め、約100枚の短冊に願い事を書いていただきました。子どもたちの願い事は、「友達と仲良くできるように」、「希望が叶いますように」、「お小遣いが増えますように」、「両親いになれますように」等の内容が中心でした。大人の皆さまの願い事は世相を反映して「家族と自分の健康」、「世界の平和」、「子どもたちの幸せ」、「家庭円満」が多くを占めておりました。七夕当日の夜空は若干曇り気味でしたが、皆さまの熱い想いは星まで届いて、きっと実現していただけるものと信じております。



次に、既にご承知の方もおられるかもしれませんが、先月15日に前町長の栗田康昭氏が急逝されました。同氏は、約40年間役場職員として勤務した後に、町議会議員を1期、さらに町長を1期と半世紀近くに亘り、当町の行政運営と発展に貢献されました。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

さて、今月は17日に議会における防災対策特別委員会の開催が予定されております。同委員会では、当町の重要課題の一つである「防災対策の現状と今後の課題」等に関する議論がなされることになっております。

さらに、31日には、一見知事を当町にお迎えして「知事と町長との円卓対話」が開催されます。当日は、「ふれあいパーク」から町を一望していただくとともに、昨年9月に新設された「四日市北警察署朝日交番」の視察及び、当町の未来を担う子どもたちが通う幼保一体施設「あさひ園」の現地見学を経て、保健福祉センターでの円卓対話に出席していただきます。対話テーマにつきましては、現在、知事部局と最終調整を行っており、対話項目が確定し次回覧及びホームページでお知らせいたします。尚、当日は町民の方に傍聴していただけるよう会場内に約100名分のお席を準備させていただきます。

最後に、これから夏のピークを迎えることとなりますが、皆さまにおかれましては、「猛暑」対策だけでなく、増加傾向にある「新型コロナウイルス感染症」対策、季節外れの「インフルエンザ」対策にも十分にご留意いただきますようお願い申し上げます、今月のご挨拶とさせていただきます。

令和5年8月1日

朝日町長 矢野純男

今月の表紙

ふれあいパークのひまわりが咲きました！

今年もふれあいパークにたくさんのひまわりが咲きました。5月中旬に種をまき、大きく黄色い花が鮮やかに咲き誇っていました。

今年も2回にわたり種をまきます。次回は9月に見頃を迎える予定です。

夏の暑さに負けず、ぐんぐんと育っています。ふれあいパークに広がる一面のひまわりをぜひご覧ください！



子育て支援だより

「子育てワンポイントアドバイス」

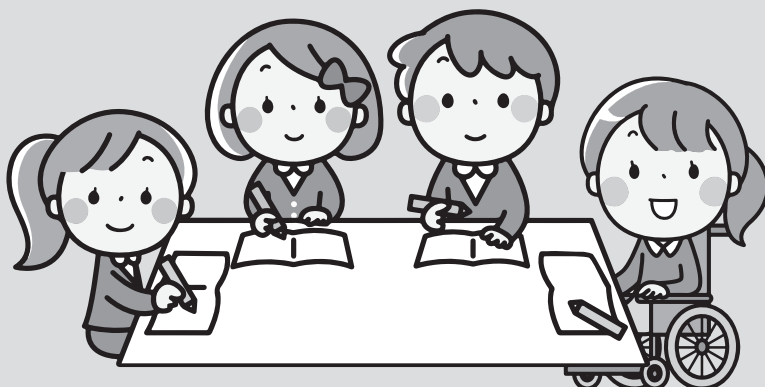
第212回 「インクルーシブ教育システム」

作業療法士 塩津 裕康

作業療法士の塩津です。今回はインクルーシブ教育システムについて取り上げてみたいと思います。インクルーシブ教育システムとは「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み（中教審初中分科会報告より）」とされています。

これは『排除のない社会のための教育』です。全ての子どもには何らかのニーズがあることを前提とし、その多様なニーズに対応できる教育システムを作るプロセスこそがインクルーシブ教育です。

子どもの特性に合わせて「特別扱い」することを正当に認めることが大切で、「一人だけ特別は認めない」という考えは実質差別にあたります。全ての子どもへの学びにアクセスする権利が守られるよう、微力ながら教育現場にも関わらせて頂きたいと思えます。多様な子どもに寄り添えるよう、共に考え実践していきましょう。



※塩津作業療法士は、あさひ園で個別療育相談、朝日小学校で巡回相談を行っています。

8月の子育て支援事業



日程	時間	事業名	内容	対象	場所	予約	担当
8/15(火)・18(金)・ 22(火)・25(金) 29(火)・9/5(火)・8(金)	10:00-12:00	あそび場	スキンシップ・ ストレッチなどの 遊び	発達 が ゆ っ く り な こ ど も と 保 護 者	ほっとくらぶ	不要	ほっとくらぶ (377-3522)
8/16(水)・9/1(金)		ほっとする 親の会	茶話会				

*最終ページに子育て健康課の子育て事業を掲載していますので、ご覧ください。

*お問い合わせは、各担当者にご連絡ください。

こころの健康づくりだより

～こころの健康づくり対策協議会より～

依存症について

人が「依存」する対象は様々ですが、代表的なものにアルコール・薬物・ギャンブル等があります。このような特定の物質や行為・過程に対してやめたくてもやめられない状態を「依存症」といいます。

●依存症は大きく分けて「物質への依存」と「プロセスへの依存」があります。

「物質への依存」

アルコールや薬物等、依存する物質を原因とする依存症状のことを指します。依存性のある物質の摂取を繰り返すことによって、今までと同じ量や回数では満足できなくなり、次第に使用する量や回数が増えていき、使い続けなければ気が済まなくなり、自分でもコントロールができなくなってしまいます。

「プロセスへの依存」

ギャンブル等、特定の行為や過程に必要以上に集中し、のめりこんでしまう症状のことを指します。

飲酒や薬物使用、ギャンブル等の行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、自分で自分の欲求をコントロールできなくなってしまいます。だんだんとそれらの行為を第一に考えるようになってしまい、他のことがおろそかになり、社会生活をしていく上で優先しなければいけない様々な活動を選択することができなくなっていくのです。その結果、睡眠や食事がおろそかになり健康を害したり、仕事を休んだり、隠れて借金したり等、自分や家族の健全な社会生活に悪影響を及ぼす可能性があります。



●「依存症かも？」と思ったら、専門家に相談しよう！

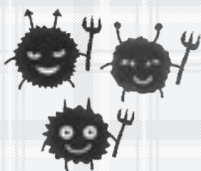
依存症は、脳の病気であるため、家族などの周囲の人たちで何とかしようとしても、問題は解決しません。適切な接し方を知っていないと、状況をますますこじらせてしまうこともあります。本人に対してどのような対応をすればいいのか、家族自身のストレスを軽減するにはどうすればいいのか等、きちんとした知識を得ることは非常に大切です。

そこで医療機関を受診するとともに、自助グループや家族会に参加したり、地域にある保健所等専門機関に相談しましょう。

<参考・引用>厚生労働省：「依存症についてもっと知りたい方へ」

【相談窓口等】

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
依存症専門電話相談	三重県こころの健康センター	059-253-7826	毎週水曜日 13時～16時 (祝日・年末年始を除く)
依存症来所相談	三重県こころの健康センター	059-223-5243	事前申し込みが必要です
ギャンブル障害集団プログラム	三重県こころの健康センター 技術指導課	059-223-5243	原則 毎月第2土曜日 14時～16時 事前申し込みが必要です
精神保健福祉相談	桑名保健所 桑名市中央町5丁目71	0594-24-3620	月1回 13時30分～15時30分 事前申し込みが必要です
こころの健康に関する相談	子育て健康課 (18歳未満)	377-5652	月～金 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)
	保険福祉課 (18歳以上)	377-5659	



食中毒に気を付けて！



食中毒というと、飲食店での食事が原因と思われがちですが、毎日食べている家庭の食事でも発生しています。普段、当たり前に行っていることが、思わぬ食中毒を引き起こすことがあります。

家庭での発生では症状が軽かったり、発症する人が1～2人のことが多いことから風邪や寝冷えなどと思われがちで、食中毒とは気づかれず、重症化することもあります。家庭の食事づくりでの食中毒予防のポイントをチェックしてみましょう。

食中毒予防の3原則 食中毒菌を 「つけない、増やさない、やっつける」

(1) つけない=洗う！分ける！

手にはさまざまな雑菌が付着しています。食べ物につけないように、調理を始める前等には必ず手を洗いましょう。また、生の肉・魚などを切ったまな板などの器具から菌が付着しないように、調理器具を分けるか、使用の都度綺麗に洗い、できれば殺菌しましょう。

(2) 増やさない=低温で保存する！

細菌の多くは10℃以下では増殖がゆっくりとなり、-15℃以下では増殖が停止します。菌を増やさないためには、低温で保存することが重要です。購入後はできるだけ早く冷蔵庫に入れましょう。

(3) やっつける=加熱処理！

ほとんどの細菌やウイルスは加熱によって死滅するので、肉や魚はもちろん、野菜なども加熱して食べれば安全です。ふきんやまな板、包丁などの調理器具にも、細菌やウイルスが付着します。調理器具は、洗剤でよく洗ってから、熱湯をかけて殺菌しましょう。台所用殺菌剤の使用も効果的です。

「食品をより安全にするための 5つの鍵」をご存じですか？

1. 清潔に保つ

…衛生的な手洗いを必要なタイミングで行いましょう。まな板・包丁などの調理器具の洗浄・消毒を行うとともに、虫やネズミから調理場を守りましょう。

2. 生の食品と加熱済み食品とを分ける

…生の肉や魚は他の食材と分けて取り扱いましょう。まな板・包丁などの調理器具は加熱済み食品用など用途別の区別を！

3. よく加熱する

…加熱が必要な食品はよく加熱しましょう。調理済み食品もよく再加熱を！！

4. 安全な温度に保つ

…調理済み食品を室温に2時間以上放置しない。温かいものはあたたかい状態で。冷たいものは冷たい状態（冷却）で。

5. 安全な水と原材料を使用する

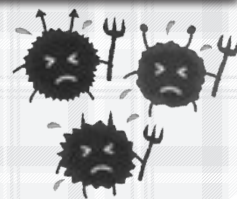
…野菜や果物など生で食べる食材をよく洗いましょう。消費期限をすぎたものは食べないようにしましょう。

(参考)

食品衛生月間 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

食中毒予防の原則と6つのポイント | 暮らしに役立つ情報 | 政府広報オンライン (gov-online.go.jp)

食品を安全にする5つの鍵 | 公益社団法人日本食品衛生協会 (n-shokuei.jp)



CCNetならぜ～んぶひとまとめ！



安全・安心
123ch
チャンネル
地域の皆様へ防災・防犯情報24時間365日放送中

CCNet株式会社 北勢局
TEL 0120-441061

三重郡川越町豊田241-1

有料広告掲載欄

糖尿病の重症化予防のために 歯科健診を受けましょう！

町では四日市歯科医師会のご協力のもと、糖尿病重症化予防及び歯科保健の一環として歯科健診の大切さをお伝えします。

知っていますか？

糖尿病と歯周病の深い関係

- 糖尿病が悪化すると免疫力が低下し、感染症である歯周病が進行しやすくなります。
- 歯周病が悪化すると血糖値を下げるインスリンの働きが悪くなり糖尿病が進行すると言われています。



歯周病が軽微な状態の糖尿病患者の口内



重症歯周病を併発している糖尿病患者の口内

糖尿病と歯周病の関連メカニズム



歯周病治療により糖尿病の改善が認められています。自覚症状が少ない糖尿病と歯周病に大切なのは、定期的な健診による早期発見・早期治療です。早期に並行して治療することで、相互の進行防止と改善が図れます。

糖尿病や予備群の方は、かかりつけ歯科医院で歯科健診を受けましょう！

参考資料 三重県歯科医師会「糖尿病の重症化予防のために-歯科健診を受けましょう！」



町では今年度の歯科健診事業対象者に個別受診券をお送りしております。ぜひご利用ください。

対象者*	事業名	料金	受診券利用可能期間	内容	問い合わせ先
40歳、50歳、 60歳、70歳	さわやか歯科検診 (歯周病検診)	無料	8月1日(火)～ 12月31日(日)	虫歯の検査、 歯周病の検査	子育て健康課 TEL 377-5652
75歳、77歳、 80歳	75才からのさわやか お口の健康チェック (後期高齢者医療健康診査)	無料	8月1日(火)～ 11月20日(月)	口腔内健診、 口腔機能評価	保険福祉課 TEL 377-5659

*令和5年3月31日現在年齢

介護予防口腔機能向上事業

『ハハハの歯っらっ教室』 ～自分で作ろう！お口の健康～

内容：講演会「お口のケアが全身を守る ～歯周病と糖尿病の深い関係～」(他、口腔体操等)
日時：9月21日(木) 13時45分～15時

場所：保健福祉センター(さわやか村)1階 ホール1
対象：町内在住60歳以上で口腔機能向上を目指す方
定員：30名程

申込期間：8月14日(月)～9月15日(金)
土日祝を除く平日8時30分～17時

講師：三重県歯科衛生士四日市支部 歯科衛生士
*送迎ご希望の方は申込時にお申し出ください。

申し込み・問い合わせ先 保険福祉課 TEL 377-5659

有料広告掲載欄

介護付き老人ホーム エクセレントあさひ

- ★要介護1以上の方からご入居頂けます。
- ★中・重度の方や認知症の方、ご入居可能です。
- ★看取りについてもご相談ください。
- ★ご入居時、退院時送迎致します。

～「ゆ」っくり・「た」のしく・「か」そくのように豊かな生活がテーマです～



ぜひ一度見学にお越し下さい！



エクセレントあさひ
三重県朝日町小向2064-1

医療法人 福島会
すべての人に微笑みを
—医療・介護を通して地域社会に貢献する—

376-2008 日々の様子をブログにて公開中

～マイナンバーカードについてのお知らせ～

マイナンバーカードの臨時窓口

次のとおり、休日及び夜間の臨時窓口を開設します。マイナンバーカードの受取がまだの方、マイナンバーカード申請のための写真撮影をご希望の方で時間内の来庁が難しい方は、ぜひこの機会をご利用ください。なお、臨時窓口はすべて予約制となります。



- 【休日臨時窓口】 8月27日（日）、9月10日（日）
9時～12時、13時～17時
（最終の受付は16時40分）
- 【夜間臨時窓口】 8月16日（水）、9月6日（水）
17時30分～19時30分
（最終の受付は19時15分）



- ※予約を変更される場合は、前日までにご連絡をお願いします。
- ※臨時窓口の日程は変更する場合があります。また、日程は朝日町ホームページにも掲載しています。
- ※平日は、9時～16時40分の間で予約を受け付けています。
- ※9月末日がマイナポイントの申請期限となります。そのため、8月～9月はマイナンバーカード受取希望の方が多くなることが想定されます。マイナポイントの申請を希望されている方は、カードの受取をお早目にしていただきますようお願いいたします（マイナポイントは令和5年2月末日までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象です）。

予約・問い合わせ先 町民環境課 TEL 377-5653

人権擁護委員の使命とその職務

（委員の委嘱）

令和5年7月1日付で、当町の人権擁護委員に下記の方が委嘱（再任）されました。人権擁護委員は、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方を当町の議会の意見を聞いて、町長が推薦し、法務大臣が委嘱します。

この人権擁護委員は、全国の市町村に配置されていて、常に自由人権思想の普及高揚に努めるとともに、国民の基本的人権が侵犯されることのないよう監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置をとることがその使命とされています。

（委員の職務）

人権擁護委員は、前記の使命を達成するため、次の職務を行います。

- (1) 自由人権思想に関する啓発及び宣伝をすること。
- (2) 民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- (3) 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。

(4) 貧困者に対し訴訟援助その他人権擁護のため適切な救済処置を講ずること。

(5) その他人権の養護に努めること。

また、次のような場合には、人権擁護委員にご相談ください。

- (1) 公務員から不当な圧迫や処置を受けたとき。
- (2) 生活上、営業上の自由や安全が犯されたとき。
- (3) 町内で差別待遇を受けたとき。
- (4) 児童虐待、セクハラ等。
- (5) 生活環境に対する侵害（騒音、悪臭、汚水、ばい煙等）。
- (6) その他憲法の保障している基本的人権を侵害されたとき。

記

人権擁護委員の氏名及び住所

氏名	住所（地区名）
星 陽子	朝日町大字柿



敬老会のお知らせ



今年度の敬老会式典は9月18日（月）に保健福祉センターにて開催いたします。

詳細につきましては、9月広報にてご案内いたします。

問い合わせ先 社会福祉協議会 TEL 377-2941

福祉医療費助成

受給資格証更新の

町では、障がい者・一人親家庭等・子どもを対象に医療費の助成を行っています。それぞれの対象や助成額については表1のとおりです。また、所得制限の限度額は表2のとおりとなっています。

これらの助成を受けている方には、受給資格証を発行していますが、現在お持ちの受給資格証の有効期限は、令和5年8月31日までです。引き続き受給資格を更新するには手続きが必要となりますのでお知らせします。（すでに受給資格をお持ちの方には、直接その旨ご連絡する予定です。また、子どもについては、自動更新ですので、更新申請手続きが不要な方には、新しい受給資格証を郵送します。）

なお、現在「福祉医療費受給資格」のない方は、本人かご家族の方が9月末までに申請する必要がありますのでお知らせします。

●表1

	障がい者	一人親家庭等	子ども
対象者	<ul style="list-style-type: none">身体障害者（身体障害者手帳1級～4級の方）知的障害者（判定機関にて知能指数が50以下と判定された方）又は療育手帳の障害程度が最重度・重度の方療育手帳の障害程度が中度の方精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級の方）ただし、通院のみ	<ul style="list-style-type: none">父母のない18歳未満の児童18歳未満の児童を扶養している母子家庭の母親又は父子家庭の父親とその扶養されている18歳未満の児童	中学校修了前（15歳に達した後の最初に迎える3月31日まで）の児童
所得制限	あり (表2のとおり)		なし
助成額	保険診療の自己負担額 (ただし、高額療養費等及び各健康保険で定められた附加給付額を控除した額)		
の食事療養費助成費	なし		

手続きと所得制限の限度額のお知らせ

●表2 所得制限の限度額

障がい者医療費		
扶養親族等の数	本人所得額	配偶者及び扶養義務者所得額
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円

一人親家族等医療費		
扶養親族等の数	本人所得額	配偶者及び扶養義務者所得額
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
4人	3,440,000円	3,880,000円
5人	3,820,000円	4,260,000円

※所得制限限度額の加算について

①本人の場合

- (1) 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき、障がい者、一人親家庭等の場合は10万円を加算する。
- (2) 特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合、障がい者は1人につき25万円、一人親家庭等の場合は15万円を加算する。

②配偶者、扶養義務者の場合

- (1) 配偶者、扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円を加算する。(ただし、扶養親族が老人扶養親族だけの場合は、当該老人扶養親族の内、1人を除いた老人扶養親族1人につき6万円を加算する。)

問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652

～児童扶養手当制度について～

○児童扶養手当制度とは

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を育成されている家庭（ひとり親家庭）等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

1 受給資格者

手当を受けることができる人は、次の条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している母や、児童を監護し生計を同じくする父又は児童を養育している人です。

なお、児童が、身体又は精神に中程度以上の障がいがある場合は、手続きにより20歳未満まで手当の支給延長が認められます。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級程度）にある児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母の婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨父母とも不明である児童

※なお、所得制限があります。

2 手当を受ける手続

手当を受けるには、子育て健康課窓口で認定請求書に次の書類を添えて手続きしてください。知事の認定を受けることにより支給されます。

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本（外国籍の方は事実を明らかにする書類）
- ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票 ※添付省略できる場合があります。
- ③その他必要書類 請求者名義の預金通帳を持参してください。

※上記の他に書類が必要な場合がありますのでお問い合わせください。

3 手当の支払

手当は知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、奇数月（各月とも11日、11日が土・日・祝日の場合は、その日以前の金融機関営業日）の年6回、各2か月分を受給者が指定した金融機関口座へ振り込みにより支払われます。

4 手当の額

区分	手当月額（児童1人のとき）	期間
全部支給の方	月額44,140円	令和5年4月～
一部支給の方	月額44,130円～10,410円	

※児童が2人の場合は、上記金額に最大10,420円の加算、3人以上はさらに最大6,250円ずつ加算されます。また、一部支給の額は所得額に応じて決定されます。

5 手当を受けている方の届け出および請求

次のような届け出（請求）が必要です。忘れずに子育て健康課に届け出てください。

① 現況届（全ての受給者）	毎年8月1日から8月31日（31日が土・日の場合は、その日以前の開庁日）までの間に届け出て、支給要件の審査を受けます。この届けを出さないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届け出をしないと資格がなくなります。
② 受給資格喪失届	受給資格がなくなったときに出します。
③ 額改定（増額）請求書	対象児童が増えたときに出します。
④ 額改定届（減額）	対象児童が減ったときに出します。
⑤ 受給者死亡届	受給者が死亡したときは、戸籍法の届け出義務者が出します。
⑥ 変更届	同一市町又は県内の町間での住所変更、氏名、銀行口座などを変更したときに出します。
⑦ 転出届	他の市町（県内の町間の転出を除く）や県外へ転出しようとするときに出します。
⑧ 証書亡失届 証書再発行請求書	手当証書を破損、汚損、紛失したときに出します。
⑨ 支給停止関係（発生・消滅・変更）届	所得の高い扶養義務者と同居又は別居するなど現在の支給区分が変更となるときに出します。
⑩ 一部支給停止適用事由届出書	該当者には通知しますので、期日までにします。

※届け出の用紙は、子育て健康課にありますので、お申し出ください。

～特別児童扶養手当制度について～

○特別児童扶養手当制度とは

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童について児童の福祉の増進を図るための制度です。

1 受給対象者

手当を受けることができる人は、身体や精神にある程度の障がいのある児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している人です。

※なお、所得制限があります。

2 手当を受ける手続

手当を受けるには、子育て健康課窓口で認定請求書に次の書類を添えて手続きしてください。知事の認定を受けることにより支給されます。

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本（外国籍の方は事実を明らかにする書類）
- ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票 ※添付省略できる場合があります。
- ③特別児童扶養手当認定診断書
※身体障がい者手帳や療育手帳を所持している方は省略できる場合があります。
- ④振込先口座申出書
- ⑤その他必要書類（上記の他に書類が必要な場合がありますのでお問い合わせください。）

3 手当の支払

手当は知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、11月（各月とも11日、11日が土・日・祝日の場合は、その日以前の金融機関営業日）の年3回支払月の前月までの分（ただし、11月は支払月の分まで）を受給者が指定した金融機関口座へ振り込みにより支払われます。

4 支給額

障がいの等級	1 級	2 級	期 間
児童一人につき月額	53,700円	35,760円	令和5年4月～

5 手当を受けている方の届け出および請求

次のような届け出（請求）が必要です。忘れずに子育て健康課に届け出てください

① 所得状況届	毎年8月11日から9月10日までの間に届け出て、支給要件の審査を受けます。この届けを出さないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届け出をしないと資格がなくなります。
② 受給資格喪失届	受給資格がなくなったときに出します。
③ 額改定（増額）請求書	対象児童が増えたとき、障がいの程度が重くなったときに出します。
④ 額改定届（減額）	対象児童が減ったとき、障がいの程度が軽くなったときに出します。
⑤ 受給者死亡届	受給者が死亡したときは、戸籍法の届け出義務者が出します。
⑥ 変更届	氏名、住所、金融機関の口座などを変更したときに出します。
⑦ 振込先口座申出書	振込先金融機関の口座を変更するときに届け出ます。
⑧ 証書亡失届兼再発行請求書	手当証書を破損、汚損、紛失したときに出します。
⑨ 再認定請求書	認定の期限が定められ、その期限が到達したときに診断書を添えて出します。この請求書を出さないと、その期間は手当が受けられません。

※届け出の用紙は、子育て健康課にありますので、お申し出ください。

知事と町長の円卓対話の開催について

「知事と市町長の円卓対話」は、対話を通じた、県と市町のパートナーシップの深化、地域の諸課題に対する共通認識の醸成をめざし、「知事が地域に向き、現場で、直接、市町長から聴く」こと、また、上座下座なしという「円卓」のイメージを大切に、知事と市町長の自由な対話の場づくりをめざすことを目的として開催されます。

問い合わせ先

企画情報課 TEL 377-5663

○日時

8月31日(木) 13時30分～14時30分

※13時から30分程度、現地視察を行ってから円卓対話を始めます。

○会場

保健福祉センター 1階ホール(朝日町大字小向891番地5)

○傍聴について

傍聴が可能です。知事と町長が公開の場で話し合う貴重な機会ですので、ぜひご来訪ください。

なお、会場の都合により座席数は100席までとなりますので、予めご了承ください。

○その他

当日の対話の動画は、県ホームページ「インターネット放送局」に掲載されます。

また、当日の開催概要は、県ホームページ「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」に掲載されます。

令和5年度

朝日町生活者応援事業

ギフトカードを送付します

朝日町では、昨今のエネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた家計の負担軽減を図ることを目的に、速やかな支援を実施するため全世帯を対象に1世帯あたり5,000円分のギフトカードを送付します。

<対象世帯>

令和5年6月1日において、朝日町の住民基本台帳に記録されている世帯

<送付時期・方法>

令和5年8月上旬から、ゆうパックで上記対象世帯の世帯主宛に順次送付します。

※受取時に「印鑑」または「フルネームでのサイン」が必要となります。

※順次送付いたしますが、お手元に届くまでには2～3週間かかる場合がありますので、ご了承ください。

<送付するギフトカード>

1世帯につき5,000円分(1,000円分×5枚)のJCBギフトカード

<利用可能店舗>

全国100万店以上のJCBギフトカード取扱店で利用できます。

※同封の「ご利用の手引き」をご参照ください。

<申し込み>

町から対象世帯に送付するため、申し込みは不要です。

問い合わせ先 企画情報課 TEL 377-5663

<よくあるご質問>

Qこの事業の経費はどこから出ているのですか？

国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用しています。

Qこの事業の目的は何ですか？

昨今のエネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた家計の負担軽減を目的として実施するものです。

Qなぜ世帯単位なのですか？

エネルギー・食料品等価格高騰の影響を受けた「家計」の負担軽減を目的として事業を実施します。その負担軽減の対象となる電気及びガスは「世帯」あたりに基本料金が設定されているためです。

Qなぜ現金やプレミアム商品券ではなくギフトカードなのですか？

現金やプレミアム商品券の場合、事業実施にあたり様々な事務経費と準備期間が必要となります。しかしながら、ギフトカードの場合は、利用できる店舗が多いことや速やかな事業実施が行えること等からカードの送付となりました。

Q近所には届いているのに私には届かないのですが？

郵便局がゆうパックにて、順次お届けします。お手元に届くまでお時間がかかる場合もございますので、ご了承ください。

⚠ 詐欺にご注意ください！

朝日町生活者応援事業の「振り込め詐欺」や「個人情報詐取」にご注意ください。自宅や職場などに町職員などのかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの四日市北警察署(366-0110)か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

朝日町新庁舎建設基本計画 策定委員会委員を公募します

朝日町では、新庁舎建設に向け、新庁舎の建設候補地や必要となる機能などを検討する「朝日町新庁舎建設基本計画」を策定するにあたり、皆様から広く意見を求めるため、策定委員会を設置します。策定委員会は学識経験者や地域団体の代表者、町民公募委員など10名以内で構成されますが、そのうち町民公募委員を募集します。

1. 募集人数 1名
2. 応募資格 朝日町在住の満18歳以上（応募時）の方
3. 任期
委嘱の日から新庁舎建設基本計画策定日まで
（令和6年8月31日までを予定しています）
※会議は、平日の日中に5回程度開催する予定です。
※策定委員会の出席者には、町の規定による報酬を支給します。
4. 応募方法
応募申込書に必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。
（郵 送）〒510-8522 朝日町大字小向893番地
総務課 あて
（持 参）総務課窓口（役場1階）
（F A X）377-5661

（メール）soumu@town.asahi.mie.jp

5. 応募期間
8月1日（火）から8月25日（金）まで（必着）
6. 選考方法
提出いただいた応募申込書の内容をもとに選考を行います。
結果につきましては、決定後速やかに応募者全員に書面に通知します。
7. その他
・選考の経緯・経過や結果についてのお問い合わせには、応じられません。
・提出いただいた書類は返却いたしかねますので、ご了承ください。
・応募いただいた際の個人情報、本目的以外には一切使用いたしません。
・策定委員会の活動参加にあたり、配慮を要する方は、その旨を応募申込書にご記入ください。
8. 問い合わせ先 総務課 TEL 377-5651

※応募申込書及び「朝日町新庁舎建設基本構想」については、朝日町公式ホームページからダウンロードしていただけるほか、総務課窓口にてお受け取りできます。

議会を傍聴しませんか

本会議は30人、委員会は10人まで傍聴できます。

令和5年 第3回定例会の予定

月 日	曜日	開会時間	区分	摘 要
9月1日	金	9:00	本会議	行政報告・一般質問・提案説明・質疑
9月6日	水	9:00	委員会	総務建設常任委員会
9月7日	木	9:00	委員会	民生教育常任委員会
9月13日	水	9:00	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決



防災対策特別委員会を開催します

■日時 8月17日（木） 9時～ 町の防災対策について協議します。

問い合わせ先
議会事務局 TEL 377-5656

防災行政無線を用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）を用いた訓練で、朝日町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

（1）訓練実施日時 8月23日（水） 11時ごろ

（2）訓練で行う放送試験

情報伝達手段	内 容
防災行政無線	町内19か所に設置してある防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。 【放送内容】 上りチャイム音 + 「これは、Jアラートのテストです。」×3 + 「こちらは、ぼうさいあさひちょうです。」 + 下りチャイム4音

（※）Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

問い合わせ先 防災保全課 TEL 377-5610





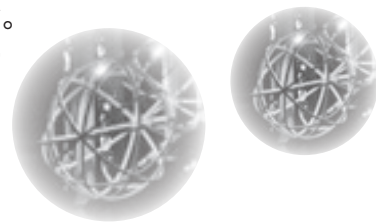
まちなみ通信 第44号



「朝日まちなみプラン」を住民の皆さんにより身近に感じていただくため、プランに基づく町や地域の皆さんの動きを「まちなみ通信」として紹介します。

竹あかりの展示 in 朝日町資料館 朝日町資料館 ナイトミュージアム のご紹介

朝日まちなみプランの一環として改修整備した朝日町資料館において、竹あかりの展示を行います。また、同時開催企画として、当該期間のみ特別に朝日町資料館を夜間開館します。町の特徴である竹を活かした竹あかりと登録有形文化財である朝日町資料館とのコラボレーションや郷土資料の展示をぜひお楽しみください！



竹あかりの展示 in朝日町資料館

- ◆日時：8月7日（月）から8月21日（月）（予定）
- ◆点灯時間：18時から24時まで
- ◆場所：朝日町資料館
- ◆主催：産業建設課

※当事業はPEEK-A-BAMBOO！あさひ竹プロジェクトの一環としてみえ森と緑の県民税市町交付金を活用して実施しています。



改修後の朝日町資料館



竹あかりの展示イメージ
(画像は昨年度のふれあいパークでの展示)

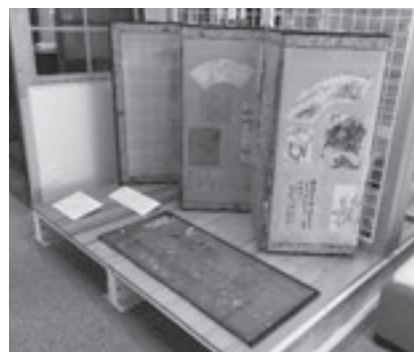
朝日町資料館 ナイトミュージアム

- ◆開館日：8月7日（月）から8月21日（月）（予定） ※竹あかりの展示と同期間
- ◆特別開館時間：18時から20時まで ※なお、通常の開館時間は水曜日と土曜日の10時から16時です
- ◆主催：文化課、産業建設課

資料館 展示替えを実施しました！

6月28日（水）に資料館の一部展示替えを実施しました。新しい展示では、「下張り文書」をテーマに小向の旧家に伝来した貼交屏風を紹介しています。この貼交屏風は表装の破れから下張り文書を確認することができるほか、江戸時代中期の儒学者・南画家で伊勢長島藩に仕えた十時梅崖の絵画も貼られており、地域の歴史を考える上で非常に興味深い資料になります。ぜひご覧ください。

問い合わせ先 文化課 TEL 377-6111



空家化予防のポイント

住む人がなくなったときにスムーズに引き継いでいくため、住んでいる時から権利関係の確認や現状に合わせた登記の変更、相続などの対策を早めに行いましょう。

STEP 1 現在の登記を確認しましょう。

相続登記がされず、前所有者の名義のままであることがあります。登記が現在の所有者になっているかを確認し、現状と異なる場合は将来のトラブルを防ぐために、必要な登記手続きをすませておきましょう。



STEP 2 生前に相続対策について話し合いましょう。

残された家族が相続でトラブルにならないよう、相続の問題に対して生前に対策を取っておきましょう。具体的には、親族間で話し合う場を持ち、遺言書の作成や生前贈与などの方法を検討することが挙げられます。遺言書の作成や生前贈与などには守らなければならないルールや必要な手続きがありますので、司法書士等の専門家に相談しましょう。



STEP 3 専門家に相談しましょう。

相続に関しては、名義変更・税・相続人間での争いなど様々な問題があります。それぞれに合わせて弁護士、司法書士、税理士等、専門家に相談しましょう。



メモ：空家の譲渡所得の3,000万円特別控除（特別措置適用期限 2023年12月31日まで）

※期間延長や拡充されます。

相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円が特別控除されます。※制度の詳細はお問合せ下さい



建物を誰にどう引き継ぐかを決めておきましょう。

問い合わせ先 産業建設課 TEL 377-5658

北勢地域若者サポートステーション 出張相談 in 朝日 無料・要予約

内容：就労に対するさまざまな相談をお受けします。

対象：15～49歳で無職の方（ご家族・関係者・在学中でも可）

日時：8月23日（水）10時～12時 場所：朝日町役場 1階 相談室

問合せ・申込先：北勢地域若者サポートステーション TEL 359-7280



ストーリーテリング

絵本をつかわないで、そっとお話に耳をかたむける会です。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、事業が中止、もしくは変更となる場合がございますので、ご了承ください。

と き：8月20日（日） 11時～11時30分

と ころ：朝日町教育文化施設 2階 視聴覚室

内 容：北斗七星（創作 トルストイ）他2話

対 象：静かにお話が聞ける方ならどなたでも。

おはなし：ストーリーテリングの会「フォンターナ」

定 員：ありません。気軽に来てください。

申込・問合せ先：あさひライブラリー TEL 377-6111

「確かな未来」が会社を変える。

中退共 で退職金。
CHU-TAI-KYO

「中退共」は中小企業のための国の退職金制度です。

① 国の退職金制度！

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理！

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんもご加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03)6907-1234 FAX (03)5955-8211

生ごみ処理機・処理容器購入に 対して補助金制度があります！

家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化対策の一環として、生ごみ処理機・処理容器を購入した方に対し、購入費の一部を補助しています。環境クリーンセンターの補助金制度ですが、申請は朝日町役場でも受付けています。

	生ごみ処理機	生ごみ処理容器
規 格	電動または手動で作動し、生ごみを分解減容して、堆肥化または消滅させる機器	庭や畑に設置し、土中の微生物を活用して生ごみを分解減容して、堆肥化または消滅させる容器
補 助 額	購入経費の1/2	設置経費の1/2
補助限度額	50,000円（1円未満切り捨て）	10,000円（1円未満切り捨て）
補助数量の制限	各家庭につき1基まで	各家庭につき20ℓ以上の場合1基 20ℓ未満の場合2基まで
申請期限	購入から30日以内	設置から30日以内

※添付書類：領収書（原本）

購入者名、購入日、本体購入金額、購入品名等が記載された領収書

※申請書には振込口座番号の記載が必要です

※申請用紙は朝日町ホームページからもダウンロードできます

トップページ【暮らしの情報】暮らし・手続>ごみ・環境・動物>ごみ>ごみとリサイクル
【ライフメニュー】ごみ・環境>ごみとリサイクル



問い合わせ先 町民環境課 TEL 377-5653 朝日町、川越町組合立環境クリーンセンター TEL 365-9017

スズメバチ駆除補助金交付制度をご活用ください

業者に依頼し、スズメバチ（アシナガバチ、ミツバチ等を除く）の巣の駆除をされた方に対して費用の一部を補助します。

★補助金額

スズメバチの巣の駆除作業に要した業者委託費用の2分の1（1,000円未満切り捨て、上限20,000円）を補助します。ただし、駆除のため建物等の一部を損壊する必要が生じた場合の費用及びその復旧に係る費用は除きます。なお、補助金の交付は一世帯につき年1件までとし、予算の範囲内で交付します。

★補助金の対象

現にスズメバチが活動している巣で、おおむね周囲10メ

ートル以内に人が立ち入る可能性があるもので、朝日町内に限ります。

★補助金の交付対象者

町税等を滞納していない方で、駆除業者（スズメバチの巣の駆除を業とする業者）に委託してスズメバチの巣の駆除をする方。法人および公共団体を除きます。

★交付申請

スズメバチの巣の駆除を行う前に補助金交付申請書等を提出してください。



ハチの巣駆除用防護服貸出制度をご活用ください



個人でハチの巣を駆除される場合に使用できるようハチの巣駆除用防護服を貸出します。

★貸出対象者

町内に住所を有する個人又は団体で、ハチ等が営巣している建物又は土地の所有者から駆除の承諾を得ている方。ただし、営利を目的とした個人又は団体には貸出をしません。

★貸出の申込及び貸出期間

貸出の7日前までに申請書を町民環境課に提出してください。貸出期間は貸出日の翌日から起算して3日以内です。

★貸出費用

貸出費用は無料です。

※両制度の申請書類等、詳細につきましては、町民環境課（TEL 377-5653）までお問合せください。本制度を活用いただき、できる限り早期の駆除をお願いします。

有料広告掲載欄



上顎前突



正中離開

矯正相談 受付中

みんな人はぜひ一度ご相談ください



過蓋咬合



空隙歯列

歯科衛生士正社員募集

週休2.5日/お休み充実! ★50代以上の方も活躍中
★プランクがあっても大丈夫!!
月給…25万~30万以上 ★プライベートもゆとりをもって働けます。

★パート・アルバイト(時給1300~1800円)同時募集中!

まずはお気軽にお問い合わせください

☎0594-27-5454

昼食付き



院長 原田 聡

お気軽に、お電話ください

※自由診療です

●大人の矯正 約30~50万円程度

●子供の矯正 約5万円程度からご提案(床矯正 片額10万円程度)

診療日	月	火	水	木	金	土	日
午前 9:00~13:30	○	○	×	○	×	○	×
午後 15:00~18:00	○	○	×	○	○	○	×

<休診日>
水曜・日曜
祝日

桑はらだ歯科クリニック

桑名市新西方7-22イオンタウン桑名新西方内 ●休診 水曜・日曜・祝日

☎0594-27-5454



まちの話題

朝日町企業エコネット清掃活動を実施しました！

企業エコネットは、平成21年に発足した地球温暖化防止に取り組むグループで、発足当時から「できることからやってみよう」を合言葉に、町内企業と町で清掃活動やエコ通勤などの取り組みを実施しています。

【朝日町企業エコネット参加企業】

カネソウ(株)、桑名三重信用金庫朝明支店、東芝インフラシステムズ(株)、(株)プロテリアルファインテック、(株)三十三銀行朝日支店、朝日町



6月21日
東芝インフラシステムズ(株)の取組



7月4日
(株)三十三銀行朝日支店の取組

非核平和都市宣言啓発事業 平和へ想いを広島に

7月20日（木）朝日小学校で折鶴の贈呈式が行われ、児童代表の子ども達から矢野町長へ折鶴が手渡されました。皆さんが、一羽ごとに平和への想いを込めて制作した折鶴はとても重たく感じられました。この折鶴は広島平和記念公園内の「原爆の子の像」へ献納されます。



なんでも掲示板



創業セミナー参加者募集

自分のお店を始めたいと思っている人、同じ気持ちを持つ仲間と一緒に創業者の話聞いて、いろいろな疑問や悩みを解決してませんか。

【日時】9月2日（土）13時～17時
（受付開始 12時30分～）

【場所】四日市市文化会館
三重県四日市市安島2丁目5-3

【内容】

■講演等

○「創業するまでに知っておくこと」
講師：中小企業診断士 横山博昭氏

○創業者の特別講演

講師：増井康成氏

四日市市山城町にてパンナコッタ専門店（屋号：la contento）を経営

■車座ディスカッション

開業資金を借りるまでの流れや税務等について、金融機関、商工会議所、税理士、三重県信用保証協会が質

問などにお答えします。

■交流会

【対象者】三重県内で創業に興味のある方

【定員】25人（先着順） 【参加費】無料

【申込方法】住所・氏名・生年月日・電話番号・メールアドレスを、三重県信用保証協会まで電話、FAX、ホームページ、メールのいずれかでご連絡ください。

【申込・問い合わせ先】

三重県信用保証協会 保証部 創業支援課

担当者：一見、西岡、奥山

TEL：059-229-6060 FAX：059-229-6344

HP：<https://www.cgc-mie.or.jp/>

E-mail：so-gyo@cgc-mie.or.jp

【お申込み締切】8月25日（金）

【対象地域】四日市市ですが、他の地域からの参加ももちろん可能です。

屋外広告物適正化旬間

9月1日から9月10日までの期間は「屋外広告物適正化旬間」です。この期間中に屋外広告物に関する普及啓発や違反屋外広告物の是正に向けたパトロール等を実施しています。みなさまもこの機会に、屋外広告物について考えてみませんか。

屋外へ看板やポスターなどの広告物を設置するには、原則許可が必要です。さらに、平成30年10月より、貼り紙など

の簡易なものを除くすべての屋外広告物に点検が義務付けられました。広告物の安全性を確保し危険な事故を防ぐため、適正な管理、点検をお願いします。

問い合わせ先

三重県県土整備部都市政策課 TEL 059-224-2748

ホームページは「三重県 屋外広告物」で検索してください。



各施設等のマーク

保健福祉センター

ごみ出しの日

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
					11	12
13	14 埋立	15 一般 アフターピクス	16	17 埋立 のびのび相談	18 一般 育児相談 すくすく相談	19
20	21 粗大 (柿・山王谷・向陽台) 無料法律相談	22 一般 肺がん・骨粗しょう症・前立腺がん検診	23 再生(雑誌等) すくすく相談 肺がん・骨粗しょう症・前立腺がん検診	24 埋立 のびのび相談	25 一般	26
27	28	29 一般 のびのび相談	30 乳がん・子宮がん・大腸がん検診	31 埋立 のびのび相談	1 (9月) 一般 すくすく相談	2
3	4 粗大(小向・埋縄) 胃がん・大腸がん検診	5 一般 胃がん・大腸がん検診	6 再生(新聞紙等)	7 埋立 のびのび相談 3歳半健診	8 一般	9

ごみ出しの日

一般ごみ
火・金
再生ごみ
23 (雑誌等) 9/6 (新聞紙等)
埋立ごみ
木、14 (月)
粗大ごみ
21 (柿・山王谷・向陽台) 9/4 (小向・埋縄)

*21日は柿・山王谷・向陽台地区、9月4日は小向・埋縄地区の粗大ごみの日です。他地区の方は出せません。
*11日は祝日のため一般ごみの収集は10日(木)になります。14日(月)は、埋立ごみの収集日です。

健康事業内容

名称	日	時間	備考
アフターピクス	15	10:00~11:30	対象：出産後2ヶ月以降から6ヶ月未満の産婦とその赤ちゃん 定員：12組(先着順) 内容：ダンスインストラクターによる産後エクササイズ の教室 持ち物：汗拭きタオル、バスタオル、飲み物、室内用の運動靴 月齢7ヶ月以上就園前の子どもの託児あり(定員先着5名)
育児相談	18	<予約制> 9:30~11:00 13:00~14:00	内容：身体計測、保健相談、栄養相談 持ち物：母子健康手帳
すくすく相談	18 23 9/1	予約制	「ことばがゆっくり」「どもるときがある」「発音が気になる」など、言語聴覚士によることばの発達に関する相談(要予約)
のびのび相談	17 24 29 31 9/7	予約制	「落ち着きがない」「発達がゆっくりかも」「集団生活になじめない」など臨床心理士による子どもの発達に関する相談(要予約) ※11月まで予約満枠です。
精神福祉相談		随時	内容：相談支援事業所が相談を受けます。 ソニオ Tel (345-9016) / HANA Tel (320-2761)
障がい者の就職相談		随時	内容：四日市障がい者就業・生活支援センタープラウの相談員が相談を受けます。 Tel (354-2550)
知的障がい福祉相談		随時	内容：相談支援事務所が相談を受けます。 陽だまり Tel (328-5881) / ブルーム Tel (329-5657)
女性の悩み相談		随時	内容：北勢福祉事務所の女性相談員がDV・家庭問題などの相談を受けます。 Tel (352-0557)
児童福祉相談		随時	内容：北勢児童相談所の相談員が子どもの発達・虐待・非行等の相談を受けます。 Tel (347-2030)

※新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、中止することがあります。
朝日町ホームページにて、ご確認ください。

※お申し込みは、子育て健康課 (TEL 377-5652) 保健師・管理栄養士まで

朝日町食生活改善推進協議会 クッキングプラザ

あずきミルクゼリー

あずきを使った簡単さっぱりスイーツはいかがですか？



材料(4人分)

牛乳	40cc + 45cc
ゆであずき	100g
粉ゼラチン	2.5g
水(ゼラチン用)	小さじ2

作り方

- ①粉ゼラチンに水(小さじ2)をいれる。
- ②小鍋に牛乳40ccを入れ火にかけ沸騰前に火から下ろし①を入れ、ゼラチンを溶かす。
- ③②に冷たい牛乳45ccとゆであずき100gを入れる。
- ④なべ底を氷水に当てて、とろみが付くまでゴムベラで混ぜながら冷まし、型か流し箱に入れ冷蔵庫で冷やし固める。

1人分の栄養価

エネルギー	たんぱく質	脂質	塩分
46kcal	3.0g	0.8g	0.0g

広告無線がきこえにくいときは…
0120-251165 (通話無料フリーアクセス)
※最新の放送のみ聞くことができます。

※朝日町役場に問い合わせの際は、ダイヤル番号をよくご確認の上、お間違いないようお願いください。

無料法律相談
(8/21(月)) ※予約制です。

毎回、保健福祉センター2階研修室
13時30分~15時30分まで
社会福祉協議会 TEL 377-2941

リサイクル運動
(毎月第3水曜日(祝日、雨天の場合は翌日))

収集場所 保健福祉センター駐車場 (9時~13時まで)
出張場所 朝日ヶ丘公民館 (10時~10時30分まで)